三　次の表に掲げる資産等の区分に応じ、同表に定める与信相当額

資産等	与信相当額
金地金の売買	金貯蓄口座残高に四パーセントを乗じて得た額
預金 短期貸付金 未収入金 未収収益 顧客への立替金 短期差入保証金 賃貸用物品	帳簿価額
コマーシャル・ペーパー	額面
保証債務	保証額
保証予約	保証予約額
信用取引資産	帳簿価額

（注1）　預金を担保に供した場合で、当該預金の預け先と借入金の借入先が同一金融機関である場合には、当該預金を除くことができる。

（注2）　預金のうち、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十四条第一項に規定する支払対象一般預金等（同条第一項及び第二項に規定する保険金の額に限る。）及び同法第五十四条の二第一項に規定する支払対象決済用預金並びに農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十六条第一項に規定する支払対象一般貯金等（同条第一項及び第二項に規定する保険金の額に限る。）及び同法第五十六条の二第一項に規定する支払対象決済用貯金を除くことができる。

（注3）　短期貸付金からは、府令第百七十七条第一項第三号ハに掲げるものを除くことができる。

（注4）　未収収益のうち信用取引（法第百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下同じ。）に係る委託手数料、有価証券品貸料、受取利息、名義書換の手続料、信用取引管理費及び信用取引貸株料であって、決済時に入金されることが確実と見込まれるものについては、当該金額を未収収益から除き、信用取引資産に計上することができる。

（注5）　顧客への立替金は、期間が二週間未満のものに限り、非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第五号の表において同じ。）との先物取引における証拠金の授受において発生する一日分の立替金を除くことができる。

（注6）　短期差入保証金（取引相手方に短期で差し入れた担保金その他の資産をいう。（注7）において同じ。）からは、金融商品取引所、金融商品取引清算機関、証券金融会社（法第二条第三十項に規定する証券金融会社をいう。）、商品取引所（商品先物取引法第二条第四項に規定する商品取引所及び外国におけるこれに相当するものをいう。）又は商品取引清算機関に差し入れるもの及び信用取引差入保証金を除くことができる。

（注7）　短期差入保証金からは、第一号の表に掲げる取引の再構築コストの算出に当たって考慮したものを除くことができる。

（注8）　コマーシャル・ペーパーは、連結会社が発行したものに限る。

（注9）　信用取引資産のうち、信用取引借証券担保金からは、自己の計算による有価証券の売付けに係るものを除くことができる。

（注10）　上記資産等からは、法第四十三条の二第二項の規定による信託、府令第百四十三条第一項第一号又は第二号ロ及び第百四十五条第一項第四号に規定する信託並びに商品先物取引法施行規則第九十八条第一項第一号及び第九十八条の三の規定によるものに係るものを除くことができる。

四　次の表に掲げる取引の区分に応じ、同表に定める与信相当額

取引	与信相当額
DVP取引（渡し方）	約定価額から取引の対象となる有価証券の時価額を控除した額（正の値をとるものに限る。）
DVP取引（受け方）	取引の対象となる有価証券の時価額から約定価額を控除した額（正の値をとるものに限る。）

（注1）　対象となる取引は、受渡不履行となっている取引に限る。（次号の表において同じ。）

（注2）　与信相当額は、法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については、同一のネッティング契約下の取引について、当該取引に係る与信相当額を相殺した後の額とすることができる。（次号の表において同じ。）

五　次の表に掲げる取引の区分及び経過日数の区分に応じ、同表に定める与信相当額

取引	経過日数	与信相当額
DVP取引以外の取引（渡し方）	十五日以下	約定価額の八パーセント
	十六日以上二十日以下	約定価額の五十パーセント
	二十一日以上二十五日以下	約定価額の七十五パーセント
	二十六日以上	約定価額の百パーセント
DVP取引以外の取引（受け方）	十五日以下	取引の対象となる有価証券の時価額の八パーセント
	十六日以上二十日以下	取引の対象となる有価証券の時価額の五十パーセント
	二十一日以上二十五日以下	取引の対象となる有価証券の時価額の七十五パーセント
	二十六日以上	取引の対象となる有価証券の時価額の百パーセント

（注1）　DVP取引以外の取引における決済が、非居住者との間で行われるような場合には、その受渡不履行に係る与信相当額については、受渡予定日から一日間算出しないこととすることができる。

（注2）　DVP取引以外の取引に係る与信相当額からは、顧客への立替金に該当するものを控除することができる。

2　アドオンは、法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引については、同一のネッティング契約下の取引について、当該取引に係るアドオンを次の算式により換算した額とすることができる。

ネットのアドオン＝0.4×グロスのアドオン＋0.6×ネット再構築コスト／グロス再構築コスト×グロスのアドオン

3　リスク・ウェイトは、次の各号の取引又は資産等の区分に応じて、当該各号に定める率とする。

一　信用取引資産　二パーセント

二　第一項第四号の表に掲げる取引　次の表に掲げる取引の区分及び経過日数の区分に応じ、同表に定める率